

4 施設管理について

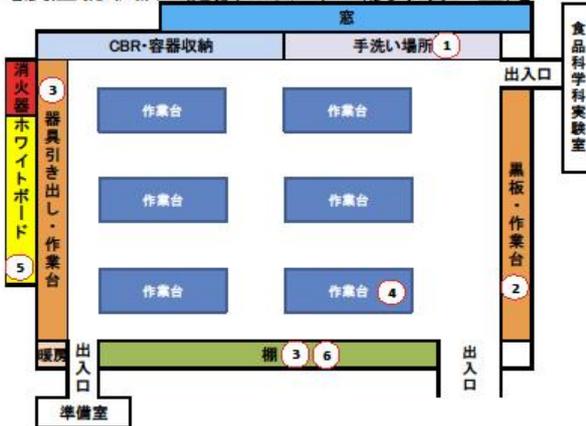
(1) 施設の整理整頓について

農産物の受入、選別、調整や洗浄、包装などを取扱う施設のことを『農産物取扱い施設』といい、この施設において、農産物の汚染を低減させるための手順を定め、定期的に点検・整理整頓しておく必要があります。事例をもとに、整理整頓のポイントをいくつかご紹介します。

農産物取扱い施設 整理整頓のポイント

① 農産物取扱い施設のレイアウトがある。

【農産物取扱い施設レイアウト(農業管理室)】



管理点番号:17.1

考えられるリスク	程度	対策
①手洗い場所周辺の転倒	高	マニュアルに沿って清掃・チェックシート活用
②牧壇に足がつまづき転倒	低	注意喚起をする
③出荷袋への埃・昆虫等の付着	低	網の扉をしっかり閉める
④不適切な使用による火災	高	担当の先生の管理のもと安全に使用
⑤壁掛け物等の落下による怪我	高	設置面の確保、フックで固定
⑥網の落下	高	壁に固定

作成日:6月13日
 作成者:北村慎吾
 確認者:松本奈緒子 印

レイアウト(見取り図)があると“何を”“どこに”“どのように”すべきか分かりやすく、誰がいつ、どんな作業しても同じ状態を継続できます。特に農産物保管容器や掃除道具、洗浄剤や消毒剤使用の場合も含め、置き場所を固定し見取り図を作ってみましょう。

② 施設の掃除道具



掃除道具の劣化・損傷により農産物が汚染されないように、定期的に点検します。傷みを生じやすいブラシなどは、交換タイミングに差が生じないよう、『掃除マニュアル』の中で交換時期を写真で掲示しておくといいでしょう。マニュアルの中に、掃除方法の記載などもしてあると整理され、分かりやすくなります。

③ 掃除道具の置き方



掃除道具やその周りの清掃も行いましょう。施設の中の掃除はされていても、以外に見落としがちなのが掃除道具の管理です。この保管は、農産物を取り扱う施設であれば、より一層衛生的でなければなりません。写真のように、ブラシ類などを床に付かないよう吊り下げるなどの工夫があっても良いでしょう。

(2) リスクのない施設管理の方法について

作業員、機械、器具、水、空気等の移動により、微生物汚染、農薬汚染、異物混入等が起きることを『交差汚染』と言います。農産物取扱い施設において、青果物が汚染されないよう、『交差汚染防止』の対策を検討することが必要です。そのため、リスク評価を実施し、汚染のリスクを低減するための手段を決めて施設を管理することが大切です。

施設の交差汚染防止等のポイント

農場内に野生動物やペットが入り込むと、収穫物に接触して動物が保有する病原微生物による汚染が生じる可能性があります。まずは、農場や施設内にこれらを入れないよう対策を講じましょう。

① 有害生物(小動物・昆虫及び鳥獣類等)への対応



農地や施設周辺の環境整備が第一に大切です。野生動物や害虫などの通り道や隠れ場を無くし、発生の温床を断つことで侵入・発生を防止することができます。発生した場合に生じる対処方法についても手順化しておきましょう。

② 青果物の保管



汚染に対するリスク評価を年1回以上実施することが大切です。物理的、化学的、生物学的に汚染の可能性のある要因を考え、それを低減する手順を決めて、マニュアルの中にも入れておくと、汚染リスクの低減が見込まれ、農産物の保管なども適切な状態で取り扱うことが可能になるでしょう。

(3) 肥料・農薬の管理について

ASIAGAPVer2.2 参考

〈肥料〉

肥料の保管場所は、『在庫台帳』という入庫と出庫記録を確認できるものを設置すると実在庫が分かりやすくなります。(購入伝票や証明書なども『例：肥料用ファイル』の中に管理しておく整理しやすくなります。) 保管条件については、基準書の中に詳しく記載されてはおりませんので、各現場に合わせた方法で適合基準を満たすよう管理することが大切です。

肥料保管のポイント

① 覆いがあること



肥料が日光、雨、霜、外部から流入する水の影響を受けないように工夫します。写真のように、一段高い場所に設置するか、“すのこ”などを敷いて土台を高くする実践方法もあります。

② きれいに清掃すること



ごみやこぼれた肥料がないことがポイントです。液状タイプの肥料や粉状タイプの肥料を区別して、誰が見ても一目で分かるよう掲示をしつつ、各肥料も用途別に置く場所を分けることも管理の一例です。

③ 肥料ごと区別して置いている



肥料管理の責任者が施肥設計を行っているため、適切な投入量、成分量のもと肥料管理が行われます。これを継続していくと、在庫を抱えずに肥料管理がしやすくなるというメリットもあり、実際にGAP認証を取得して変化があったひとつです。

〈農薬〉

ASIAGAPVer2.2 参考

農薬は「毒物及び劇物取締法」によって取扱方法が定められています。しかし、基準書の中には、農薬の保管方法などは特に詳しく記載されている訳ではありませんから、各現場で、法令や適合基準に沿うよう、使用状況を検討、保管方法を決定しましょう。

農薬保管庫の管理

① 施錠できる保管庫に保管し、御使用や盗難を防止している



農薬管理責任者の許可・指示なく農薬に触れることのないようにするため、鍵を2つ設置しています。責任者が管理・保管しており、それ以外の者の立ち入りは禁止となっています。劇物農薬の保管については、保管庫内に施錠可能なロッカーを配置し保管しています。

② 立ち入りできる保管庫の場合は通気性があること



農薬保管庫は施設が強固であることや、立ち入り可能な農薬保管庫の場合は換気が十分できるようにすることが重要です。保管庫内が異常に高温にならないよう注意する必要があるからです。農薬ラベルに保管温度や取扱方法の指示、記載がある場合は、それに従って管理しましょう。

③ ラベルが読める程度の明るさがあること



保管庫がある部屋は農薬ラベルが十分読める明るさにするため、電球を明るい電球に変えるなど措置を講じることもポイントとなります。これは、農薬の取り違えを起こさないことや、散布上の注意や保管方法などの記載を見落さないことで労働安全上にも大切なこととなります。

農薬の誤使防止・汚染防止

④ 購入時の容器のまま保管していること



もともと薬剤が入っていた容器で保管することがポイント。決して他の容器に入れ替えたりしない。使いかけの農薬は封をする。特に粉剤のドライ農薬は写真のように、口全体が閉じられるタイプのものを使用するなどして漏れがないよう注意を払いましょう。

⑤ 流出対策



農薬の流出防止のためにコンテナトレイ（液体がこぼれても十分に受け止められる容積のもの）を用いるなどして、薬剤を保管しましょう。ただし、トレイ下部に穴が空いているものや底が不安定な形状のものは、危険防止のため使用しません。

⑥ 農薬もれの対策



流出した時のために塵取り、ほうきなどを常備しておく必要があります。流出した時は砂や新聞紙など吸着できるものを準備しておき、薬剤を回収しましょう。こぼれた時の対応方法を検討・マニュアル化し、事前にすぐ使用できる場所に設置しておきます。